

一般社団法人兵庫県病院薬剤師会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人兵庫県病院薬剤師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は一般社団法人日本病院薬剤師会並びに兵庫県内に所在する地域及び職域の薬剤師会との連携のもと、病院、診療所などに籍を有する薬剤師の倫理及び学術水準を高め、質の高い薬物療法の確保を図ることにより、兵庫県民の健康な生活の確保・向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 病院、診療所勤務薬剤師の職能の向上に関する事項
- (2) 病院、診療所薬局の業務水準の向上及び合理化の普及に関する事項
- (3) 医薬品の安全性に関する事項
- (4) 学会、講演会、研修会等の開催及びこれに対する協力に関する事項
- (5) 機関誌の刊行に関する事項
- (6) 病院、診療所薬局業務の情報交換及び連絡に関する事項
- (7) 会員相互の親睦に関する事項
- (8) 関係諸団体、諸官庁との連携及び協力に関する事項
- (9) その他本会目的達成のために必要な事項

2 前項の事業は、兵庫県内において行うものとする。

第3章 会 員

(会員資格)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 兵庫県下の病院、診療所、介護保険施設に籍を有し、本会の目的及び事業に賛同する薬剤師
- (2) 特別会員 本会の目的に賛同し、事業を支援する薬剤師で、理事会の承認した者
- (3) 特別賛助会員 本会の目的に賛同し、事業を支援する団体又は個人で、理事会の承認した者
- (4) 名誉会員 本会及びその目的達成に功労のあった者として理事会で名誉会員とすることを決議した者
- (5) 有功会員 本会の事業運営上特に功労のあった者、知識・業務経験を有する者として理事会で有功会員とすることを決議した者

2 名誉会員及び有功会員は終身に渡って委嘱することとする。

(会員の資格の取得)

第6条 正会員及び特別会員は、前条第1項第1号に定める要件を満たす会員であつて、かつ原則として一般社団法人日本病院薬剤師会の正会員であることを要する。

- 2 正会員及び特別会員の入会、退会、変更に関する届出は、日本病院薬剤師会会員管理システムから行わなければならない。
- 3 特別賛助会員の入会、退会、変更に関する届出は、本会に直接行わなければならない。
- 4 前2項による届出の本会会員名簿への登載・修正・削除は、本会が届出を受理した日とする。

(正会員の権利)

第7条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)に規定された次の各号に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 一般法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
- (3) 一般法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)
- (4) 一般法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面等の閲覧等)
- (5) 一般法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
- (6) 一般法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)

(会員の義務)

第8条 会員は薬剤師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

- 2 会員は、この定款に定める事項及び第5章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を負う。
- 3 会員は、本会の事業活動によって経常的に生ずる費用に充てるため、所定の会費及び負担金等(以下「会費等」という。)を本会に支払う義務を負う。
- 4 会費等の額及び支払方法は、理事会において定める会費規程による。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を本会に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 正会員の退会届は、個々で入力し本部が連絡を把握した後、地域支部に連絡するものとする。

(除名等)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により当該会員を除名することができる。ただし、正会員の除名については、総会の決議を経なければならない。

- (1) この定款に定める事項及び第5章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を履行しないとき。
 - (2) 薬剤師としての倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を棄損したとき。
 - (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その総会の開催日の1週間前までに、当該正会員に対し

てその旨を通知し、かつ当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は第9条及び第10条に規定するほか、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
 - (2) 正会員、特別会員及び特別賛助会員が正当な理由なくして会費の納入を怠り且つ催告に応じないとき。
- 2 会員が、第9条、第10条又は前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対して会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。
- 3 会員の資格を喪失した場合、支払った会費等の返還を受けることはできない。

第4章 代議員

(代議員の選出)

第12条 本会は、代議員をもって一般法人法上の社員とする。

- 2 代議員の数は、地域支部ごとに概ね正会員50人の中から1人の割合をもって選出する。端数の取扱いについては理事会において別に定める。
- 3 前項による代議員数の算出には、代議員改選前年の12月1日現在における会費を納入した正会員数を用いる。
- 4 代議員数の算出後において、地域支部ごとの正会員数に異動があっても、次の改選期まで代議員の定数は変更しない。
- 5 代議員は無報酬とする。ただし、総会開催に伴う交通費については支弁することができる。
- 6 代議員を選出するため、地域支部を区域として正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において別に定める。
- 7 代議員は正会員の中から選ばれることを要する。正会員は自己の勤務先が所在する区域の代議員選挙に立候補することができる。ただし、代議員は本会の役員を兼ねることはできない。
- 8 前項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は代議員を選出することはできない。
- 9 第6項の代議員選挙は、2年に1度実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が総会の決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(一般法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。なお、当該代議員は、役員の選任及び解任(一般法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(一般法人法第146条)についての議決権を有しないこととする。
- 10 第6項の代議員選挙及び第13条の補欠の代議員選挙に際し、代議員選挙管理委員会を第13章に定める事務局に設置する。代議員選挙管理委員会は、代議員選挙の実施及び必要な事務を行う。

(代議員の資格の喪失)

第13条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて予備代議員を地域支部毎に選挙することができる。

- 2 予備代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の当初の任期までとする。

- 3 予備代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が予備代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の予備代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合には、当該2人以上の代議員)につき2人以上の予備代議員を選任するときは、当該予備代議員相互間の優先順位
- 4 第2項の予備代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、第12条第6項の代議員の任期満了時までとする。ただし、予備代議員は、正会員資格を喪失したときは、その資格を失う。
- 5 予備代議員は正会員の中から選ばれることを要する。正会員は自己の勤務先が所在する区域の予備代議員選挙に立候補することができる。ただし、予備代議員は本会の役員を兼ねることはできない。

第14条 代議員は、辞任届を提出することにより、任意にいつでも辞任することができる。

- 2 総会は、正当な事由があると認めるときは、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数による決議により、当該代議員を解任することができる。この場合、その代議員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して解任の決議を行う旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前項の他、代議員は、次に掲げる事由によって代議員の資格を失う。
 - (1) 第9条第1項に定める任意退会
 - (2) 第10条第1項に定める除名
 - (3) 第11条第1項に定める会員資格の喪失

第5章 総会

(構成等)

第15条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。
- 3 総会を一般法人法上の社員総会とする。
- 4 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 5 通常総会を一般法人法上の定時社員総会とする。

(権限)

第16条 総会は、次に掲げる事項及び一般法人法に定める事項を決議する。

- (1) 事業計画及び予算の承認
- (2) 事業報告及び計算書類の承認
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準
- (5) 役員の実任の免除
- (6) 名誉会長の選任
- (7) 会員の除名
- (8) 定款の変更

- (9) 合併に関する事項
- (10) 解散に関する事項
- (11) 理事会が付議した事項
- (12) その他この定款に定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の総会においてはあらかじめ目的として通知された事項以外の事項は決議を行うことができない。

(開催)

第17条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合には臨時総会を開催する。

(招集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長(第27条に規定する会長をいう。以下同じ。)が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会長は、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の30日前までに通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合は、2週間前まで短縮することができる。
- 3 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 4 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集を通知しなければならない。

(会議の成立)

第19条 総会は代議員総数の過半数が出席しなければ開会することができない。

- 2 総会に出席できない代議員は、委任状その他代理権を証明する書面を本会に提出して、代理人(他の正会員に限る。)にその議決権を代理行使させることができる。この場合、当該総会に出席したものとみなす。
- 3 名誉会員、有功会員、顧問(第34条に規定する顧問をいう。以下同じ。)は総会に出席することができる。ただし、議決権は有しない。

(議長及び副議長の選出)

第20条 総会に、議長及び副議長各1名を置く。

- 2 議長及び副議長は、総会において代議員の中から選出する。

(議長及び副議長の職務等)

第21条 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 議長及び副議長の任期は、代議員の任期に準ずる。

(議決権)

第22条 総会における議決権は、第12条第9項に規定するなお書きの場合を除き、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第23条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であつて、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名及び代議員の解任
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には議長、副議長及び議長が指名した出席代議員2名が記名押印をしなければならない。

(総会運営規則)

第25条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第6章 役員等

(役員の設定)

第26条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事25名以上50名以内
 - (2) 監事2名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、8名以内を副会長、15名以内を常任理事、9名を地域支部長とする。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第27条 理事及び監事を選任は、総会の決議によって行う。

- 2 会長、副会長、常任理事は、総会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名と、その配偶者又は三親等内の親族、その他法令で定める特別の関係のある者の理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事には、理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び使用人が含まれてはならない。

また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があつてはならない。

- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事においても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順位によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 常任理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務員に対し事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第27条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事及び監事は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総代議員の半数以上であつて、総代議員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- 2 会長、副会長、常任理事は、総会の決議によって解職することができる。

(役員報酬)

第32条 役員は無給とする。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は総会が別に定める。

(顧問)

第33条 本会に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。

- 3 顧問は次の職務を行う。
 - (1) 本会の運営に関し会長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 4 顧問は無報酬とする。ただし、理事会の定めにより、その職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、顧問のうち、法律的、経理的技術を有する専門家に対しては、その職務に応じた報酬を支払うことができる。ただし、その報酬額は理事会の決議を経なければならない。

(責任の免除)

- 第34条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、全ての正会員の同意がなければ免除することができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該理事又は監事が職務を行なうにつき善意で、かつ重大な過失がないと認められるときは、本会は、一般法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(取引の制限)

- 第35条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
 - (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

- 第36条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
 - 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

- 第37条 理事会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務執行の監督
 - (3) その他重要な会務の決定

(開催・招集)

- 第38条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。

- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の20日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(会議の成立)

第39条 理事会は、議決に加わることができる理事総数の過半数が出席しなければ開会することができない。

(議長)

第40条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、出席した理事の互選により議長を選定する。

(決議)

第41条 理事会の決議は、出席理事の過半数により行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

(決議の省略)

第42条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したとき(監事がその提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(常任理事会)

第44条 本会に常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、会長、副会長、常任理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、次の職務を行う。
 - (1) 理事会に付議及び報告すべき事項の検討
 - (2) 理事会が常任理事会に委任した事項の検討
 - (3) 会長より付議された事項の検討
- 4 常任理事会は、会長が招集する。
- 5 常任理事会の議長は、会長がこれに当る。
- 6 常任理事会の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 協力機関

(一般社団法人日本病院薬剤師会等との協力)

第45条 本会は、理事会の決議により、一般社団法人日本病院薬剤師会を協力団体とすることができる。

- 2 本会は、協力団体との連携協力により、本会の事業を推進し、実施することができる。

- 3 協力団体との連携協力による事業の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(支部長会)

第46条 本会に、諮問機関として支部長会を置く。

- 2 支部長会は、地域支部会会長によって構成し、次の事項を協議する。
 - (1) 事業の執行に関し、理事会から諮問された事項
 - (2) 地域支部会との連絡調整に関する事項
- 3 支部長会は、必要と認めるとき、支部活動部部長が招集する。

第9章 委員会及び特別委員会

(委員会)

第47条 本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、正会員のほか、学識経験者のうちから理事会において選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別委員会)

第48条 本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、時限的に必要あるときは、理事会の決議により特別委員会を設置することができる。

- 2 特別委員会の委員は、正会員のほか、学識経験者のうちから理事会において選任する。
- 3 特別委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 会計等

(事業年度)

第49条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(剰余金)

第50条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計原則)

第51条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

- 2 本会の財産の管理及び会計処理に関し必要な事項は理事会で定める。

(事業計画及び予算)

第52条 事業計画及び予算は、毎事業年度開始前に理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第53条 会長は、毎事業年度終了後3か月以内に次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号及び第4号の書類については定時社員総会に提出し、そのうち第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第54条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散及び残余財産の帰属)

第55条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

- 2 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 本会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第13章 事務局

(事務局の設置)

第57条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局に職員を置くことができる。
- 3 重要な職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。
- 4 前項以外の職員は会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第58条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 会員の名簿
- (2) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (3) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (4) その他法令で定める帳簿及び書類

第14章 補則

(委任)

第59条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。